

令和6年3月29日

各社会福祉法人等代表者 様
各障害福祉サービス事業所管理者 様
各障害者支援施設管理者 様
各障害児通所支援事業所管理者 様
各障害児入所支援施設管理者 様

広島県健康福祉局省障害者支援課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の実施について（通知）

本県の福祉行政等の運営については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について、申請に必要な計画書の様式を定め、広島県ホームページに掲載しました。ついては、この交付金の交付を申請する事業所においては、提出期限までに、計画書（申請書）を提出してください。

また、今後の事務の流れは別紙（裏面）のとおりとする予定ですので、御承知おきください。

1. 提出するもの

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金処遇改善計画書
(基本情報入力シート、様式2-1、様式2-2、様式2-3)

2. 提出期間

令和6年4月1日～令和6年4月15日

3. 提出方法

広島県内に所在する事業所のみをとりまとめ、法人ごとにまとめて提出。
提出の際、エクセルファイルのまま提出してください。

4. 提出先メールアドレス

syougai@assistinc.co.jp

※提出先は、委託先の株式会社アシストのアドレスになります。

【参考】

- この補助金は、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取得が要件となっています。
- 計画書の様式や補助事業に関連する情報は、下記の広島県ホームページに掲載しています。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/svogukaizen-tokureikoufu.html>
広島県ホームページ「令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金について」
- この補助金の一般的な質問は、コールセンターへ問い合わせてください。
厚生労働省福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金コールセンター
電話番号:050-3733-0230 (受付時間:9時00分～18時00分(土日含む))

担当 指導検査グループ
電話 082-513-3158 (ダイヤル)
(担当者 前田)

今後の手続きの流れ

時期		備考
令和6年4月1日～ 令和6年4月15日	【法人→広島県】 計画書を広島県が指定するメールアドレスへ提出	計画書のとりまとめ及び審査業務は委託により実施する予定
令和6年4月16日～ 令和6年5月末	【広島県】 計画書の審査 交付対象事業所の決定	
令和6年6月1日～ 令和6年6月末	【広島県】 交付金額の決定（令和6年2～4月サービス提供分）	各事業所の請求実績により計算
令和6年6月末	【広島県→法人】 交付金の支払い（第1回） （令和6年2～4月サービス提供分）	審査の進捗状況により、支払時期は前後する可能性があります
令和6年7月1日～ 令和6年9月末	【広島県】 交付金額の決定（①令和6年5月サービス提供分） 交付金額の決定（②令和6年2～5月サービス提供分過誤調整）	各事業所の請求実績により計算
令和6年9月末	【広島県→法人】 交付金の支払い（第2回） （①令和6年5月サービス提供分、②令和6年2～5月サービス提供分過誤調整）	審査の進捗状況により、支払時期は前後する可能性があります
令和6年10月1日～ 令和6年12月末	【法人→広島県】 実績報告書を広島県へ提出	提出期限等の詳細は別途通知します

※支払通知は広島県国民健康保険団体連合会から通知されます。